

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	履行期限	履行場所
かきあげ式洗浄機(浸漬槽付), 1号修理役務	仕様書のとおり	台	1	8.9.30	勝田駐屯地

2 参加資格

- 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的關係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項

- 役務請負契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項
- 契約条項を示す場所: 陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会の日時及び場所:なし

5 入札実施日時及び場所:令和8年8月20日(木)11時00分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保証金

- 入札保証金:免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- 契約保証金:免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償:遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無効入札

- 本公告に示した資格のない者の入札
- 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- 入札に関する条件に違反した入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- FAX、電報、電話、電子メールの入札
- 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落札決定方法

- 総額により決定する。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契約書の作成:落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 その他

- 委任状について:入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- 資格審査結果通知:入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- 郵便入札について:郵便による入札は令和8年8月19日(水)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時:令和8年8月26日(水)11時00分
イ 場 所:陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼することがあります。
- 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としないうる可能性があります。
- 暴力団排除誓約事項:入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとします。
- 問い合わせ・連絡先:〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 鈴木 直通FAX: 029-271-3130 電子メール: fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp
仕様書に関する問い合わせ先:担当 武田 029-271-3211(内線267)

市場価格調査

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
	かきあげ式洗浄機(浸漬槽付), 1号修理役務	仕様書のとおり	台	1		
	内訳					
	かき上げ槽循環ポンプ		台	1		
	第二タンク洗浄ポンプ		台	1		
	パッキン		枚	2		
	蒸気電磁弁		個	1		
	サーモスタット		個	1		
	給水電磁弁		個	1		
	工賃		式	1		
	諸経費等 必要により行を追加してください					
合 計 (税 抜)						

提 出 期 限 : 令和8年8月19日(水) 10時00分

提 出 先 : 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

直通FAX : 029-271-3130

電子メール : fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書

かきあげ式洗浄機(浸漬槽付), 1 号 修理役務	仕 様 書 番 号	
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 6 日
	部 隊 名	総務部管理課

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊勝田駐屯地で使用する食堂のかきあげ式洗浄機(浸漬槽付), 1 号修理役務について規定する。

2 修理内容

修理品名	数量	修理内容
かきあげ式洗浄機 (浸漬槽付), 1 号 FAD351RS. Sup. UX (食器洗浄室)	1 台	かき上げ槽循環ポンプ 1 台 第二タンク洗浄ポンプ 1 台 パッキン 2 枚 蒸気電磁弁 1 個 サーモスタット 1 個 給水電磁弁 1 個 修理作業費 1 式 現場修理費 1 式

3 一般事項

- (1) この仕様書でいう検査官及び監督官とは、勝田駐屯地分任契約担当官が任命した隊員をいう。
- (2) 修理上この仕様書に疑義がある場合又は明示がない場合、請負者は分任契約担当官の指示に従う。
- (3) この修理の結果発生した発生材は、監督官に引き継ぐものとする。
- (4) 検査合格後 1 年以内に修理欠陥により異常を生じた場合、無償で点検及び修理すること。
- (5) 作業写真は、作業前、作業完了後及び監督官の指示に従い撮影し、写真帳 A 4 に整理して 1 部提出する。
- (6) 役務に関する作業場所、監督官との調整場所、監督官が承認した場所及びこれらの移動経路以外の立ち入りを禁止する。
- (7) 駐屯地内における喫煙は、監督官の指定した場所のみとする。

4 特記仕様

- (1) 作業時間は原則として第2・第4土曜日の13時から18時とし、時間外の作業が必要な場合は監督官と協議し、監督官の指示をうけるものとする。
- (2) 請負者は、契約後速やかに作業予定日及び役務に関する調整等を監督官と協議し、監督官の指示をうけるものとする

5 試運転調整

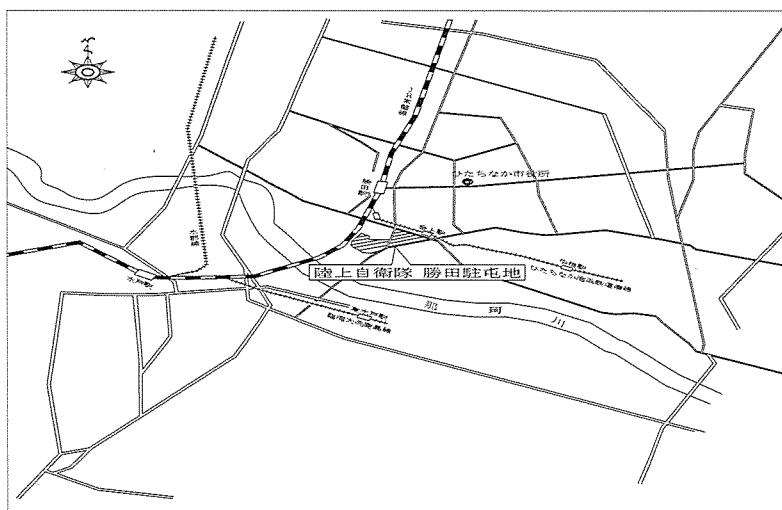
部品交換実施後試運転調整を行い、正常に稼働するか確認し引き渡すものとする。
万が一不具合が発生したなら、補修に係る見積書を監督官に提出する。

6 関係書類等

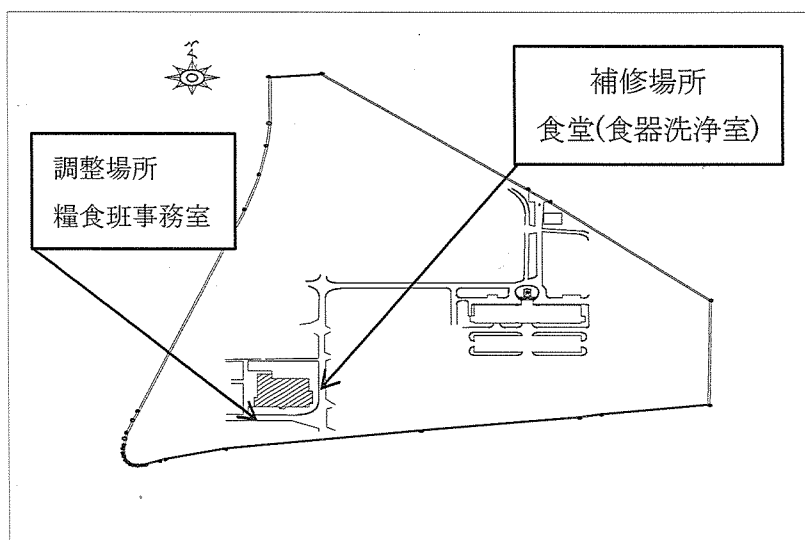
分任契約担当官及び監督官の指定した書類は速やかに提出すること。

7 現場管理

- (1) 作業現場の安全管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。
- (2) 本役務に際し、対象機材及び周囲の器材等に対し、作業実施に伴い損傷等を及ぼさないよう十分に留意するとともに、万一損傷を与えた場合は契約業者の責任において補修または現状復帰の措置をとり、それに伴う負担を保証するものとする。
- (3) 作業終了に際して、現場及び役務に係る部分の清掃・後片付けを速やかに実施し監督官の確認を受けるものとする。
- (4) 本役務で使用する電気及び水等について、原則官側の施設を使用することは認めないものとする。しかしながら請負者の都合により施設の使用を希望する場合は事前に監督官と協議し、監督官の指示を受けるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項については、事前に官側と協議し監督官の指示を受けるものとする。また、技術上当然に処置すべき事項については、本契約に基づき処置するものとする。



勝田駐屯地案内図 S=1/N



勝田駐屯地配置図 S=1/N